

1 いじめの定義

○ 「いじめ防止対策推進法」の定義を基本とする。

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○ いじめと考えられる行為の例

- ・ 暴力行為（たたく、蹴る、わざとぶつかる など）
- ・ 遊びに見せかけた暴力、プロレスごっこ など
- ・ 避ける、仲間外し、無視 など
- ・ 悪口、冷やかす、からかい など
- ・ したくない行為や危険なことなどを強制的にさせる
- ・ 本人の持ち物をむりやり取り上げる、隠す、壊す、捨てる など
- ・ お金を持ってこさせる、おごらせる など
- ・ メディアによる誹謗中傷 など

○ 児童の成長発達や自立につながる問題といじめとを混同しないよう、多角的に慎重に判断する。

2 いじめに対する考え方

- ・ いじめは絶対に許されるものではない。
- ・ いじめはどの学級でも、どの児童にも起こることだと考える。
- ・ いじめられる児童に非があるのではなく、いじめる側の問題である。
- ・ いじめは大人の目の届かないところで行われている場合が多い。
- ・ いじめられていることを隠している場合が多い。
- ・ はやしたてる、見て見ぬふりもいじめに加担していることになる。

3 いじめ防止のための基本方針

（1）未然防止のための手立て

- ① 認め合い支え合う集団づくり（学級活動、なかよし活動、きりりカード など）
- ② 生活規律の指導（週目標、あいさつ運動、チャレンジカード など）
- ③ 学力の向上（校内研究、甲浦タイム など）
- ④ 自尊感情の育成（学校行事、なかよし活動、きりりカード など）

（2）早期発見のための手立て

- ① 普段の様子を観察、日記指導等 … おかしいなと思ったらすぐに話を聞く
- ② 教職員間の情報交換 … 全教職員で全校児童を見守る
- ③ アンケート、アセス・教育相談等 … 事案があれば報告し、ただちに解消に向けての手立てを取る
- ④ 早めの保護者との話し合い … 普段から連絡を取り、信頼関係を築く

⑤ 年間計画

4月		9月	いじめ・教育相談アンケート	1月	いじめアンケート
5月	いじめ・教育相談アンケート	10月	教育相談	2月	アセス実施
6月	教育相談, アセス実施	11月	アセス実施	3月	アセス結果考察
7月	アセス結果考察	12月	アセス結果考察		

(3) 早期発見のための校内体制

- ① 生徒指導委員会（児童の様子の情報交換，実態把握）
- ② いじめ問題対策委員会（いじめ防止に関する取組の情報共有）
- ③ 職員会議（児童の様子，いじめ防止取組の情報共有）

4 いじめ対応の基本的な流れ

(1) いじめの発見

＜現場を見た場合＞

- ・その場ですぐにその行為をやめさせる。
- ・いじめられている児童を守る体制をつくる。
- ・いじめ問題対策委員会に報告する。

＜情報をつかんだ場合＞

(2) 実態把握

- ・当事者および周辺にいた児童から情報を集め，問題の整理をする。
- ・いじめられている児童に寄り添い，事実を積み重ね，全体像を把握する。
- ・保護者とも連絡を取り，事実を確かめる。

(3) いじめ問題対策委員会

＜構成員＞

校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，該当児童担任・学年主任
低・中・高・支援学級の各代表，養護教諭，スクールカウンセラー

- ・早急に開催する。できるだけその当日。遅くとも翌日。その後，必要時。
- ・情報を共有し，問題解決のための方針と具体策，指導内容等を決める。
- ・経過および結末を節目ごとに確認する。

(4) 児童への指導と支援，保護者との連携

＜加害児童＞

- ・教育的配慮の下，いじめる側の児童には毅然とした態度で指導に当たる。
- ・いじめは人格を傷つけ，生命までも脅かす行為であること，人として許されないことであることを理解させる。
- ・いじめる側の児童の抱える課題，背景などにも目を向け，健全な成長につながるよう配慮する。

<被害児童>

- ・いじめられる児童の気持ちにより添い、つらい気持ちを受け止めるとともに教職員が全力で支えることを伝える。
- ・いじめは本人のせいではないこと、自分を責めることなくこれからも希望をもって生活していけるよう支援する。
- ・必要に応じて、スクールカウンセラーや他の職員も関わる機会がもてるようにする。

<保護者との連携>

- ・問題の事実と指導の方針、途中経過や結末など十分に連絡を取る。
- ・保護者の思いをしっかりと受け止めた上で、学校の対応を理解してもらう。
- ・要望があれば教育相談室等の専門機関を紹介する。

<学級への指導内容>

- ・いじめは人として絶対に許されないもの、心身や生命にまで危害を及ぼすものであること
- ・いじめを見てはやしたてる、見て見ぬふりをするなどもいじめに加わっていること
- ・いじめの事実を知った場合、大人に伝えることはつらい立場の人を救うことであり、勇気のある正しい行為であること
- ・今後もし自分がいじめにあったら、勇気を出してすぐに大人に知らせること
- ・いじめは、いじめられる人に問題があるのではなく、人として立派な存在であること、また、いじめた側の人がいじめをやめて立派に成長していく仲間であること

5 重大事態に関すること

<重大事態の定義> (いじめ防止対策推進法 28 条より)

- ① いじめにより、児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合。
- ② いじめにより、児童が一定期間連続して欠席している場合。(目安 30 日)
- ③ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合。

<重大事態への対処>

- ① 重大事態が生じた旨を、岡山市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 岡山市教育委員会と協議の上、事案に対処する組織を設置し、調査する。
- ③ それぞれの保護者に対し、事実関係や必要な情報を適切に提供する。

※この基本方針は、実情に即して適切に機能しているか随時点検し、必要に応じて見直す。